

業務推進審査会 設置運用方針

平成 29 年 1 月 16 日制定

1. 目的

業務推進審査会(以下「審査会」という。)は、土木設計業務等の実施過程上の課題を迅速かつ明瞭に解決するとともに、契約変更手続きの透明性と公平性の向上を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、課題への認識を共有するとともに対処を検討、判断する場として開催する。

2. 対象業務

審査会の対象業務は、土木設計業務等(測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務)のうち、設計工種の追加等大規模な業務内容の変更や工程に影響を及ぼす規模の業務遅延への対処等を行う必要がある業務とする。

3. 組織

1) 審査会

審査会は、下記のメンバーを標準として開催するものとする。

- 発注者<事務所発注の場合>

【委員長】:副所長(技術:当該業務担当)

【委員】:工事品質管理官、業務発注担当課長、当該業務担当調査員(監督員)等
<繰越を検討する場合は経理課長、経理課担当者等の参加もできるものとする>

- 発注者<本局発注の場合>

【委員長】:当該業務担当課長

【委員】:当該業務担当課長補佐(建設専門官)、当該業務担当調査員等

- 受注者:管理(主任)技術者、照査技術者等

※ただし委員長の指名により、委員が委員長の代理となる事ができるものとする。また、審査会において必要と認められた場合は、委員以外の者(本局担当課長補佐等)の意見を求めることができるものとする。

2) 事務局

審査会事務局は、当該業務発注担当課等に設置するものとし、審査会の開催、運営に関する事務を行う。

4. 審査会の開催

1) 審査内容

- 審査会は、変更の妥当性(可・否)の審議及び変更手続きに伴う履行期限の延伸等の判断について審査を行うものとする。ただし、変更理由や変更内容が明確で、受発注者が容易に合意できる内容であれば、変更規模にかかわらず、審査会開催の

必要は無いものとする。

- その他、業務遂行にあたって重要な意志決定を行う必要がある場合の判断について、審査を行うことができるものとする。

2) 審査方法

- 審査会で必要な技術資料については、各者で作成することとする。また、審査に関わる説明は、審査会を発議した者が行う。
- 審査内容について、現地条件の確認が必要な場合は、適宜、現場にて審査会を実施する事が出来る。

3) 審査会の開催時期

- 審査会は、変更の妥当性(可・否)の審議及び変更手続きに伴う履行期限の延伸等の判断を行うにあたり、審査会を構成する「発注者」、「受注者」のいずれかの発議により適時開催するものとする。
- 受注者が審査会の開催を発議する場合、「総括調査員」に文書で要請(協議)するものとする。
- 審査会の開催事務の省力化・迅速化を図るため、定期的な開催やルーチン化に向けた工夫を各事務所で行う。

4) 審査会の結果

審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受・発注者双方が議事録を保持するものとする。本議事録は各共通仕様書における打合せ記録簿の一として取り扱う。また、事務所発注業務については審査会の結果を事務所長に報告し、変更の採否の決定を仰ぐこととし、発注者は、速やかに変更の採否を受注者に通知すること。

5. 対象業務の取扱い

平成 29 年 1 月 16 日以降に入札公告を行う業務の発注にあたっては、特記仕様書に以下の内容を記載し、審査会の対象業務であることを明確にすること。

また、実施中の業務においても、受発注者の協議により、審査会を実施できるものとする。

特記仕様書記載

第〇〇条「業務推進審査会」の設置

本業務は、契約変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が一堂に会して、変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う履行期限の延伸等の判断等を行う場として開催する「業務推進審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象業務である。「審査会」の運用にあたっては、「業務推進審査会設置運用方針」(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000143.html>)によるものとする。

6. 担当窓口

企画部技術管理課